

第2号議案

芦屋市職員の退職年金及び退職一時金に関する条例等を廃止する条例の制定
について

芦屋市職員の退職年金及び退職一時金に関する条例等を廃止する条例を別紙のよう
に定める。

令和7年2月17日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

芦屋市職員の退職年金及び退職一時金に関する条例に基づく退職年金等の支給対象者が存在しなくなったことに伴い、退職年金等に係る関係条例を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員の退職年金及び退職一時金に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 芦屋市職員の退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和 3 0 年芦屋市条例第 2 号）
- (2) 昭和 2 3 年 6 月 3 0 日以前に給与事由の生じた退職年金の年額の改定に関する条例（昭和 3 1 年芦屋市条例第 1 1 号）
- (3) 昭和 2 8 年 1 2 月 3 1 日以前に給与事由の生じた退職年金の年額の改定に関する条例（昭和 3 3 年芦屋市条例第 2 5 号）
- (4) 芦屋市立学校教職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例（昭和 3 6 年芦屋市条例第 2 7 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市職員の退職年金及び退職一時金に関する条例等の廃止要綱

1 廃止の趣旨

芦屋市職員の退職年金及び退職一時金に関する条例に基づく退職年金等の支給対象者が存在しなくなったことに伴い、退職年金等に係る関係条例を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

2 廃止の内容

- (1) 芦屋市職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の廃止
- (2) 昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた退職年金の年額の改定に関する条例の廃止
- (3) 昭和28年12月31日以前に給与事由の生じた退職年金の年額の改定に関する条例の廃止
- (4) 芦屋市立学校教職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の廃止

3 施行期日

公布の日